

佐賀県告示第 512 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。）第 20 条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成 27 年 12 月 25 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 起業者の名称 杵藤地区広域市町村圏組合
- 2 事業の種類 杵藤地区広域市町村圏組合消防本部・武雄消防署統合庁舎建設事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 武雄市武雄町大字富岡字五反田地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第 20 条第 1 号の要件への適合性

申請に係る事業は、武雄市武雄町大字富岡字五反田地内における 4,814.25 平方メートルの土地を起業地とする、杵藤地区広域市町村圏組合消防本部・武雄消防署統合庁舎建設事業（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、法第 3 条第 31 号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

本件事業は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき設置された杵藤地区広域市町村圏組合消防本部（以下「消防本部」という。）の消防統合庁舎建設計画に基づき、武雄市内に分散する消防本部、消防指令センター及び武雄消防署を統合し新庁舎を建設する事業であり、財源措置も講じられていることから、起業者である杵藤地区広域市町村圏組合（以下「本組合」という。）は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

本組合は、昭和 48 年に消防行政の一元化を目的に発足し、現在武雄市を含む 3 市 4 町で構成され、1 本部 4 消防署 3 分署の体制で消防業務を遂行している。

現在、武雄市内にある消防本部、消防指令センター及び武雄消防署は 3 箇所に分散している。消防本部は庁舎及び駐車場が狭く多人数を対象とした会議等の開催に苦慮しており、昭和 42 年に建築された武雄消防署は庁舎の老朽化が著しくかつ事務所内も狭隘^{きょうあい}なため、職員の執務環境が整備されていない。また、敷地の狭さから訓練用地として隣接する民有地を借用し仮設の訓練塔を設置しているが、上空に高圧送電線があるため高所訓練等に支障を来し十分な訓練ができない状況にある。

住民サービスの面では、両庁舎ともバリアフリーが整っていないなど来庁者のための設備も不十分な状態にあり、庁舎が分散していることから、申請や相談業務にも混乱を招いている状況にある。

また、消防指令センターは、消防指令システムの全面更新への対応が

必要になっている。

本件事業は、分散する庁舎の機能を統合した新庁舎等を整備することにより、消防に関する全ての行政事務サービスの提供が一つの庁舎で可能となることから、市民サービスの向上につながるとともに、訓練施設の整備により実践的な訓練が可能となり、職員の消防技術の向上を図ることができる。

さらには、消防本部、消防指令センター及び武雄消防署機能を一箇所に集約することから、気象警報等の発表による災害対策準備室等の設置及び配備体制の確立において、共同で迅速な防災管理体制を確立することができる。

また、災害発生時には災害対策室の設置により、情報収集・伝達の迅速化を図り、本部警防課を主体とした指揮隊を武雄消防署管内はもとより、広域圏管内全域へ出動させる等消防力が強化されることとなり、地域の更なる「安心・安全」の確保につながる。

また、会議室や訓練施設等を共同利用することで、維持管理に要する経費が節減され、財政運営面での効率化等に寄与することが見込まれる。

なお、消防施設の計画的な整備は武雄市総合計画において定めた防災対策における広域圏連携体制（常備消防、救急体制）にも通じるものとなっている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び佐賀県環境影響評価条例（平成11年佐賀県条例第25号）に基づく環境影響評価の対象外の事業であるが、当該起業地周辺部には佐賀県レッドデータブッ

クに記載がある植物が生育し、並びに絶滅危惧種の魚類及び爬虫類が生息している可能性があるとされていることから、起業者と武雄市環境課が合同で任意調査を行った結果、当該起業地周辺部ではそれらの生育及び生息は確認されなかった。このため、本件事業の施行に伴う周辺環境への影響は軽微なものと認められる。

また、統合庁舎からの排水については、雨水のみ直接放流し生活雑排水については、既設の公共下水道に接続し処理を行うなど周辺水路への流出を最小限に止めるよう計画されており、周辺環境への影響は軽微なものと認められる。

なお、本件起業地内には、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）により周知の埋蔵文化財包蔵地は含まれていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業により整備される敷地面積は、必要とする設備の規模や利用形態を踏まえ計画されており、他候補地との比較においても適切なものと認められる。

本件起業地に係る起業地の立地条件、交通の利便性、事業費等を考慮した 3 つの候補地について、社会的観点及び経済的観点から総合的に検討した結果、立地条件及び交通の利便性等が最も優れたものとして選定されており、その選定は適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的なものと認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められ、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと

認められるので、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

東日本大震災以降、地震、津波、放射線災害等に対する住民の防災意識は高く、消防に対する関心と期待は益々大きくなっている。

武雄市内に分散する消防施設において、消防本部は狭隘^{きょうあい}で職員の執務環境や来庁者のための設備が不十分であり、武雄消防署は老朽化が著しく改修が必要とされ、災害対応訓練を行う十分な訓練施設も整備されておらず、複雑多様化する災害に対する訓練施設の整備が急務である。

また、消防指令センターは全面更新時期を迎えるにあたり、現在の消防指令センター庁舎では、指令業務を継続維持しながらの更新作業は不可能であり、対応が危惧されている。

このような現状を踏まえれば、消防統合庁舎の整備は急務であり、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲と認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるので、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所

武雄市役所 企画財政部 企画課